

2016 武山ゼミ説明会

司法試験に本気で合格する方法を考える

司法試験の学習法

- ▶ 短答と論文 両方点数が必要
 - ▶ 短答と論文の点数には相関関係
 - ▶ 論文の勉強をすればある程度短答は点数が取れる
- ※短答プロパーは別途学習する必要



0001221169453

LU16945

論文試験で点数が取れない原因

▶ 法的三段論法 それぞれに落とし穴がある

1、問題提起 ← 論点に気が付かない

2、規範定立 ← 論証を覚えていない。論証をうまくつかえない。

3、あてはめ ←あてはめ（事実の適示+評価）ができない

武山ゼミではこの3点の弱点を克服

武山ゼミの素材

▶ 論文パーフェクト答練

～LECの基幹答練で、論点発見能力、あてはめの力を磨く。

～答練の復習の徹底 復習できているか？本当に書き直しているか？

→ゼミで強制的復習の契機を

※なぜ過去問じゃないか？

→過去問はみな一度は検討しているので、論点発見能力を磨けない

但し、過去問をゼミで題材にすることはある！

▶ 事前課題

～講師が出す事前課題で、論点や判例、答練の事案を変えたらどうなるかを事前に考察、ゼミで討論

▶ 論文の森（復習教材）

～旧試、予備試験型の問題で、論証を確認

論文の森？旧司チックな問題だから新司には役立たないよ？

▶短い問題が解けなくて、
新司法試験の問題を解けるはずがない！！！！

武山ゼミの流れ

- ①論文パーフェクト答練受講 ※論点発見能力、あてはめの能力
- ②事前課題を解く → 別紙事前課題参照
- ③ゼミで事前課題について議論 ※論点発見、あてはめ、規範定立能力
- ④ゼミ生の答案（講師が事前に1～2通をピックアップ）を題材に議論
※あてはめの仕方に重点をおいて議論
- ⑤講師が論文の森から復習課題を指定 ※規範定立能力を養成
（できてない人は宿題）

武山ゼミの添削

- ▶ 上記サイクルの繰り返しで論文力を伸ばしていく！
- ▶ ゼミ受講生の答案は、講師がしっかりと目を通す！
- ▶ 個別に弱点をアドバイス！
- ▶ できない人には、強制的に論文の森の復習課題を
- ▶ 実務の話もおりまぜて
(訴訟法の理解には重要)

武山ゼミの受講資格

- ▶ 司法試験の受験資格がある者、予備試験の短答式試験に合格している者又はそれと同等の学力を有する者
- ▶ 司法試験に絶対に合格したい人（受験を迷っている人は来ないでください）
- ▶ やる気がある人

第13回武山ゼミ事前課題

憲法

- 1、 あなたは、憲法13条で保障される権利の範囲をどう考えるか。

- 2、 仮に、憲法13条で保障される人権は、個人の人格的生存に不可欠なものに限られるという考え方にたったとする（人格的利益説）。この説に立ったうえで、ある自由が人格的生存に不可欠ではあるが、公共の福祉によって制限される結果、当該立法は合理的制約の範囲内なので合憲という考え方を取ることができるか。合理的制約の範囲内だから、そもそも端的に13条で保障されないと考えればよいのではないか。

- 3、 プライバシー権とはなにか。憲法13条で保障されるか。

- 4、 プライバシー権を自己情報コントロール権としてとらえる考え方がある。この考え方にたつと、どのような情報でも本人の同意なしに収集あるいは公開されれば憲法13条違反になるのか。あるいは保護される「情報」の範囲に制約はあるのか。

- 5、 指紋を採取されることは、自己情報コントロール権の侵害になるか。なるとしたならば、指紋採取がなぜ自己情報コントロール権の侵害となるのか、自分の思考過程を説明せよ。

6、 本問で、法令違憲を主張するとする。あなたはどの法令のどの部分を攻撃対象とするか。

7、 上記6の攻撃対象とした法令の立法目的は何か。

8、 上記6の立法目的を達成するための手段は何か。

9、 手段と上記立法目的の関連性をあなたはどうか考えるか。また、目的達成に手段が必要最小限度といえるか。

10、本問で、仮に14条違反の主張が設問上許されていたとする。

(1) まず、誰と誰の間の、いかなる差別を対象とすべきか。

(2) 本問で、14条違反の主張をすべきか。理由を付けて述べよ。

行政法

1、本件で、なぜ非申請型義務付け訴訟を提起するのか（他の抗告訴訟はふさわしくないのか）説明せよ。

2、非申請型義務付け訴訟の訴訟要件を各自六法で確認せよ。

3、本件で、Xが非申請型義務付け訴訟を提起するとする。

（1）まず、何を義務付けるのか。義務付けの対象を述べよ。

（2）義務付けの対象について、要請される訴訟要件は何か。

（3）原告適格について、以下の設問に答えよ

ア、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定とは何か

イ、当該法令と目的を共通にする関係法令とは何か

ウ、当該法令の趣旨及び目的とは何か

エ、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度とはどのようなものか

オ、当該利益(当該処分において考慮されるべき利益)の内容及び性質とは何か

カ、ア・ウ・オを総合考慮すると、Xは当該義務付けを求める法律上の利益を有しているといえるか。

キ、上記ア～カを踏まえて、読むべきだった参照条文と、読むべきでない参照条文を区別せよ。

4、国家賠償法2条1項の要件を述べよ。また、「設置又は管理に瑕疵」とはどのように解釈するか。

5、設置又は管理に瑕疵があったことを認める方向の事情(法令の整備状況を含む、以下同様)、認めない方向の事情をすべてあげよ